

千葉県浄化槽一括契約制度要綱改正 新旧対照表

現 行	改正案	改正理由
一般社団法人千葉県浄化槽協会 一般社団法人千葉県環境保全センター 公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター <u>一般財団法人千葉県環境財団</u> 一般社団法人千葉県浄化槽協会 一般社団法人千葉県環境保全センター	・千葉県環境財団を追加 ・並び順を指定検査機関からの順番に変更
(目的) 第1条 この要綱は、公益社団法人千葉県浄化槽検査センター（以下、検査センターという。）における千葉県浄化槽一括契約制度の運用に当たり必要な事項を定め、制度の適正な実施を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この要綱は、公益社団法人千葉県浄化槽検査センター<u>及び一般財団法人千葉県環境財団</u>（以下「指定検査機関」という。）における千葉県浄化槽一括契約制度の運用に当たり必要な事項を定め、制度の適正な実施を図ることを目的とする。	・「検査センター」を「指定検査機関」に変更
(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 11条BOD検査 <u>検査センターが定める「11条BOD検査に係る実施要項」に基づく11条BOD検査</u>をいう。	(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 11条BOD検査 <u>浄化槽法第11条に規定する定期検査の効率的な実施を図るため導入した生物化学的酸素要求量（BOD）の測定検査を主体とする検査</u>をいう。	・11条BOD検査の定義をセンターの実施要項から浄化槽法に変更
(一括契約書の内容) 第3条 一括契約に係る一括契約書（以下、一括契約書という。）は次に掲げる事項を記載するものとする。（別添例示） (1)～(5) 略 (6) 浄化槽管理者は法定検査の結果について、<u>法定検査の実施機関</u>が一括契約の窓口となる保守点検業者（以下、窓口保守点検業者という。）にその情報を提供することに同意すること 2 前項各号にかかわらず浄化槽管理者と保守点検業者・清掃業者との間で、保守点検業者を窓口とし	(一括契約書の内容) 第3条 一括契約に係る一括契約書（以下「一括契約書」という。）は次に掲げる事項を記載するものとする。（別添例示） (1)～(5) 略 (6) 浄化槽管理者は法定検査の結果について、<u>指定検査機関</u>が一括契約の窓口となる保守点検業者（以下「窓口保守点検業者」という。）にその情報を提供することに同意すること	・用語の整理により「法定検査の実施機関」を「指定検査機関」に変更 ・附則に経過措置を設けたことから、第2項は削除

<u>て浄化槽の保守点検・清掃の実施、法定検査の受検手続きの代行を一括して契約した契約書は、当分の間、一括契約書とみなす。</u>		
(一括契約の対象となる浄化槽) 第4条 千葉県内に設置されるすべての浄化槽を対象とする。 ただし、<u>7条検査を伴う一括契約については、市町村が行う補助制度を利用する10人槽以下の浄化槽を除く。</u>	(一括契約の対象となる浄化槽) 第4条 千葉県内に設置されるすべての浄化槽を対象とする。	・ただし書きにある補助制度は既に廃止されていることから、 ただし書きを削除
(一括契約に当たっての留意) 第5条 窓口保守点検業者は、清掃業者と十分な調整を図り、一括契約を締結する。契約締結後も同様とする。	(一括契約に当たっての留意) 第5条 窓口保守点検業者は、清掃業者と十分な調整を図り、一括契約を締結する。契約締結後も同様とする。 <u>2 窓口保守点検業者は、浄化槽管理者に対し一括契約書には「法定検査の受検手続きの代行」を行うことが含まれることを説明する。</u>	・浄化槽管理者において、法定検査の受検手続きの代行についての理解が不十分であることから、保守点検業者から説明を行うことを明記
(一括契約の報告) 第6条 窓口保守点検業者は一括契約を行った浄化槽管理者の名簿を別紙1により検査センターに報告するとともに、<u>別紙2により一括契約の契約件数を取りまとめ一般社団法人千葉県環境保全センター(以下、環境保全センターという。)に報告すること。</u> <u>2 窓口保守点検業者は一括契約を解約した場合は、別紙3により検査センターに報告すること。</u>	(一括契約の報告) 第6条 窓口保守点検業者は一括契約を行った場合は浄化槽管理者の名簿を別紙1により、<u>一括契約を解約した場合は別紙2により一般社団法人千葉県環境保全センター(以下「環境保全センター」という。)を経由して指定検査機関に報告すること。</u> (削除)	・一括契約件数の報告の廃止及び報告の流れを保全センター経由に統一することによる変更
(一括契約の推進) 第7条 環境保全センターは窓口保守点検業者に対し、一括契約の推進に必要な支援を行うものとする。 <u>2 浄化槽工事業者及び一般社団法人千葉県浄化槽協会は窓口保守点検業者に対し、一括契約の推進に必要な支援を行うものとする。</u>	(一括契約の推進) 第7条 環境保全センターは窓口保守点検業者及び清掃業者に対し、一括契約の推進に必要な支援を行うものとする。 <u>2 一般社団法人千葉県浄化槽協会は浄化槽工事業者に対し、一括契約の推進に必要な支援を行うものとする。</u>	・保全センターや浄化槽協会など関係団体の支援について整理したことによる改正

(検査の実施) 第 8 条 <u>検査センター</u>は一括契約により窓口保守点検業者からの依頼を受けて法定検査を実施する。 2 <u>検査センター</u>は法定検査の結果を、浄化槽管理者に通知するとともに、必要に応じて承諾を受けた窓口保守点検業者に通知する。 3 <u>検査センター</u>は法定検査の結果により、必要な場合には保全センターの協力を受け、窓口保守点検業者に対して浄化槽の保守管理の改善についての助言を行う。	(法定検査の実施) 第 8 条 <u>指定検査機関</u>は一括契約により窓口保守点検業者からの依頼を受けて法定検査を実施する。 2 <u>指定検査機関</u>は法定検査の結果を、浄化槽管理者に通知するとともに、必要に応じて承諾を受けた窓口保守点検業者に通知する。 3 <u>指定検査機関</u>は法定検査の結果により、必要な場合には<u>環境</u>保全センターの協力を受け、窓口保守点検業者に対して浄化槽の保守管理の改善についての助言を行う。	・用語の整理
(法定検査手数料の徴収) 第 9 条 法定検査手数料は、窓口保守点検業者が浄化槽管理者から徴収した場合は検査実施後に<u>検査センター</u>に支払い、徴収しない場合は<u>検査センター</u>が浄化槽管理者に請求徴収する。	(法定検査手数料の徴収) 第 9 条 法定検査手数料は、窓口保守点検業者が浄化槽管理者から徴収した場合は検査実施後に<u>指定検査機関</u>に支払い、徴収しない場合は<u>指定検査機関</u>が浄化槽管理者に請求徴収する。	・用語の整理
別紙 1 ＊管理No.の欄は<u>浄化槽検査センター</u>記入欄	別紙 1 ＊管理No.の欄は<u>指定検査機関</u>記入欄	・用語の整理
(附則) この要綱は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。	(附則) この要綱は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。 (附則) <u>1 この要綱は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>2 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、浄化槽管理者と保守点検業者・清掃業者との間で、保守点検業者を窓口として浄化槽の保守点検・清掃の実施、法定検査の受検手続きの代行を一括して契約した契約書は、当分の間、一括契約書とみなす。</u>	・市町村の維持管理補助金等の手続きに支障のないよう従来から使用している一括契約書についても当分の間、有効とする経過措置を設ける。